

## 第2回 霧島市景観審議会 要旨

■日時 平成28年11月11日（金）10時30分～11時15分

■場所 国分シビックセンター 行政棟3階 庁議室

■出席者

（委員）石田尾委員、竹本委員、徳重委員、津田和委員、鈴木委員、美坂委員、  
加治木委員、山神委員、前田委員

（事務局）池之上課長、池田グループ長、桑幡主査

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 題

(1) 第1回審議会検討事項について

＜屋根上設置の太陽光発電施設の規模について＞

**事務局**：屋根一体型の住宅の増加を危惧する声が上がっていたが、今回はメガソーラーのような地上設置型の大規模な発電施設の増加に伴い、地域の自然環境・生活環境や景観への影響について懸念されることが発端であったため、小規模のものについては含めないこととする。

＜景観区域国立公園のエリア分けについて＞

**事務局**：自然公園区域を普通地域と特別地域に表示分けするべきとの意見だったが、地域が混在しており表示するのは難しい。未提出を防止する上でも、相談や事前協議の際に確認させて頂き、今回の変更では表示しないこととする。

**委員**：意義なし。

(2) パブリックコメントについて

**事務局**：市報、HPにて掲載後、都市計画課、4階総務課隣の情報公開室、隼人地域振興課、各総合支所地域振興課、市民サービスセンター『コアよか』、福山市民サービスセンターにおいて、10月3日（月）～10月31日（月）の期間で行ったが、市民からの意見はなし。

**委員**：意義なし。

(3) その他

**事務局**：2点報告。

1点は、計画内、行為対象規模について『土地面積5,000㎡以上のもの』とあったが、前後の文面と合わせるため『土地の面積5,000㎡以上のもの』とする。

**事務局**：2点は、計画変更に伴い、条例と施行規則の改正を検討している。12月議会の議決により公布予定だが、適用区分を設けており2月1日以後着手の行為が適用となる。根拠は景観法第18条『行為の着手制限』で、市が届出を受理してから30日を経過した後でなければ行為に着手してはならないとあることからきている。着手している行為から全て受付すると、事業者にとって工事の進捗が遅れるなど社会的公平性を損なう恐れがあるため、周知期間を設ける形として、2月1日以後の行為を適用とする。

**委員**：工事着手とは伐採等からの行為を指すのか。

**事務局**：基本的に開発行為や伐採等は景観申請の対象となっており、今回は太陽光発電モジュール布設に関しての申請を加えるものである。造成等は前段階で既に申請対象である。

**委員**：5,000㎡を越える土地の面積に布設を始める時期が対象となるのか。

**事務局**：その通りである。

**委員**：都市計画区域内で用途地域を設定している地域でも設置してもよいのか。

**事務局**：全域での対応となるので、同様である。また太陽光発電施設設置を妨げるものではない。

**委員**：福山で大きな造成が始まっている。山を削り、谷を埋めている。下流域の影響や環境アセスメントなど行われているのか。

**事務局**：恐らく林地開発対象となっている場所と思われる。県での許可事業となるが、下流域等については最低限の配慮をお願いしているものと考えられる。福山の件は開発の面から申し上げると市の土地利用対策要綱には該当しないが協定等を結び、一定の配慮を求めよう市でも関与していく意向である。

**委員**：申請の際は造成計画書等を添付するのか。

**事務局**：その通りである。内容に関しては詳細に審査を行い、支障があれば変更申請を行うよう対応するので、概ねの安全性は確保されるのではないかと考えられる。

**委員**：今までの話の造成等の許可は他部署での管轄と考えてよいか。

**事務局**：その通りであるが、課で開発許可等を行うセクションがあるため、参考までに回答した。景観法はまた別と考えて頂いてよい。

**委員**：資料を拝見して、市では相当の計画がされていると認識し、その中で非常に大きな計画が上がっている。今、どのような状況であるか、災害対策等わかる範囲でお答えできないか。

**事務局**：この資料は環境衛生課で把握しているデータを取り上げたもので、現在、資料以外の情報はない。ただ、環境衛生課で更に相談があれば、当課へも情報がくることになっている。

**委員**：景観法に関しての事前相談はないか。

**事務局**：ございません。

**委員**：この資料は開発許可を得たもの以外もある。許可されない可能性もあると考えてよいか。

**事務局**：その通りである。計画が把握できているものを記載してあるので、着手が進んでいるものだけではない。

**議長**：第1回審議会での検討事項について、事務局からの説明があった。またパブリックコメントの報告と、条例の改正内容について施行スケジュールと適用区分についての説明があった。本件報告等について、審議会です承することよろしいか。

**委員**：異議なし。

**議長**：審議会の開催基準はどうなるか。今後の予定はあるか。

**事務局**：計画の変更や、審議会に諮る内容によって開催される。今後は予定なしである。

閉 会